

### 第三章 板橋区における防災施策

#### 第1節 重点防災施策の取り組み状況

3月11日に発生した東日本大震災では、板橋区においても震度5強を観測したため、速やかに災害対策本部を設置し、区民の安全確保を最優先に被災状況の把握、被害情報の収集などを行った。地震による被害は少なかったものの、帰宅困難者を含む1,000人以上の方が区施設に避難し、また、一部地域で計画停電が実施されるなど、様々な事態が発生した。

今回の震災を踏まえ、区の防災施策をより実効性あるものにするため、地域防災計画の修正や業務継続計画の策定、初動対応力の強化、防災訓練の充実、要援護者や帰宅困難者への支援対策などの重点施策に的確に取り組んでいく。

平成23年度は、東日本大震災発生直後の区内での対応状況や被災地における応急・復旧・復興対策の状況を踏まえ、重点的に充実強化すべき防災施策を設定し、緊急かつ優先的に実施すべき事業について取り組んできた。

平成24年度は、防災対策の再構築を行うため、各種計画や方針を定めることにより防災体制を確立する。施策推進の柱として、地域防災計画の修正とBCM体制の構築、地域防災力の向上、避難者対策・災害時要援護者対策・情報伝達体制の再構築などについて体系的に取り組む。

平成25年度以降は、各施策について順次実施する。

#### 第1 地域防災計画の修正

区は、未曾有の大災害となった東日本大震災を契機に、従来の防災対策を一步進めた成果重視・目標管理型の対策を推進するために地域防災計画(震災編)の見直しを進めてきた。

平成23年度から「板橋区地域防災計画」の修正に着手し、前計画(平成21年度修正)の課題と解決の方向性を整理するとともに、都の対応との整合も図りながら、具体的な取組の充実強化を図り、修正した。

- 平成23年12月 「見直しの方向性について」災害対策調査特別委員会報告、  
板橋区地域防災計画改正に係る意見交換会(区職員27人)
- 平成24年 2月 「課題及び解決の方向性について」災害対策調査特別委員会報告
- 3月 防災会議にて「板橋区地域防災計画(震災編)の課題及び解決の方向性について」作成
- 4月 「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」公表(東京都防災会議地震部会)
- 10月 「中間のまとめ」災害対策調査特別委員会報告
- 11月 東京都地域防災計画の修正
- 12月 板橋区地域防災計画(素案)の作成、災害対策調査特別委員会報告、  
パブリックコメントの実施(~平成25年1月)
- 平成25年 2月 板橋区地域防災計画(案)の作成、災害対策調査特別委員会報告
- 3月 防災会議にて地域防災計画修正案決定

## 1 修正の概要

施策ごとの章立てに変更し、施策ごとに、①日頃の対策、②発災時の対策、③発災後の復旧対策と、それぞれの段階で「誰が、何を、行うのか」を明確にした。

## 2 修正の重点項目

### (1)避難所

避難所の見直し・拡充を行うとともに、災害時要援護者や女性に配慮した避難所運営を行う。

### (2)備蓄

区は、東京都からの事前寄託分を含めて、3日分を備蓄するとともに、小豆沢体育館を「地域内輸送拠点」に選定し、東京都と連携した物資の輸送ネットワークを確保する。

### (3)医療救護

中核病院(帝京大学附属病院)に配置する地域災害医療コーディネーターを中心として医療情報の一元化や連絡調整を行うなど、初期医療体制の充実強化を図る。

### (4)災害時要援護者対策

災害時要援護者の所在の把握、支援体制を構築する等の災害予防対策を推進するとともに、避難誘導態勢や避難生活の支援等を行う。

### (5)液状化対策

民間建築物については液状化対策の普及啓発・支援を行うとともに、区有施設については地盤を確認し、必要な措置を行う。

## ◆東京都板橋区防災基本条例の改正(平成24年)

東日本大震災を踏まえ、従前から行ってきた防災対策に一層の充実が求められるようになったことを受け、板橋区地域防災計画の大幅な修正を図ることとなった。

これに合わせて、板橋区地域防災計画に反映することとされている基本理念を規定した条例を改正する。

### 1 改正概要

- (1) 条例前文に、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会及び都市機能に甚大な被害をもたらした東日本大震災について、文言を設ける(前文)。
- (2) 事業者の責務として他の事業者等との連携、総合的な防災対策への取組みを明記する(第5条)。
- (3) 区民等が相互に連携できるよう必要な支援を行うための規定を明記する(第8条)。
- (4) 板橋区地域防災計画の重点事項について、条例中に規定を設ける(第15条の2から第21条まで)。
- (5) これまでは事業者の責務の規定中に設けていた帰宅困難者対策について、新たに単独の条を設けて規定し直すとともに、従来の規定を削除する(第5条・第22条)。
- (6) 区に業務継続計画の策定と検証を義務付けるとともに、事業者には策定と検証を努力義務とする規定を設ける(第23条)。
- (7) その他所要の規定整備

## 第 2 BCP(業務継続計画)の作成

首都直下地震などの事態が発生した場合には、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等の資源が制約を受ける可能性が高く、平常時の人員と執行環境を前提とした業務を行うことができなくなる。災害時に優先的に取り組むべき業務を予め抽出し、利用できる資源が制約されている状況のもとで、効果的な資源の投入を事前に定め、災害時の業務継続の実効性を確保するため、板橋区業務継続計画(震災編)を策定する。

平成23年 12月 「策定状況について」災害対策調査特別委員会報告

平成24年 2月 「策定について」災害対策調査特別委員会報告

平成24年 3月 防災会議(報告)

平成24年度内 業務手順書の作成、業務手順書に基づく訓練の実施、業務継続マネジメント(BCM)運用に向けて職員研修と体制の整備を実施

### ◆業務継続管理(BCM)体制の導入(平成24年)

区は、平成24年2月に板橋区業務継続計画(震災編)(以下「BCPという。」)を策定し、平成25年度は、BCPに位置付ける各課マニュアルの整備を行った。

各課マニュアルの運用を開始するとともに、BCPをPDCAサイクルで改善していく業務継続管理(BCM)体制(以下「BCM体制」という。)の導入を図るものであり、東京都板橋区組織規則(昭和46年東京都板橋区規則第5号)等で規定されている各部の分掌事務「危機管理に関する各種計画の日常的な点検及び訓練に関すること。」の具体化を図るものである。

#### (1) BCM体制におけるPDCAサイクルの確立

##### ① P 計画の策定・見直し・修正

年度末を目途にBCP、地域防災計画、各課マニュアル、初動マニュアル、各種計画、非常時優先業務(通常業務)に係るマニュアル等を見直し、修正する。また、必要なマニュアル等を順次策定する。

##### ② D 事業の執行

事業が執行される(通常のとおり)。

##### ③ C A 課題の把握、検証

ア 課題管理表による課題の把握、全庁的な課題の共有

・BCP中に記載が残るボトルネック、前年度から継続検討されている課題等を課題管理表により課で把握・検討し、部でとりまとめて検討する。

・庁議の場において全庁的に課題の共有、審議を行う(既存の会議体の活用)。

・必要なものは予算要求につなげ、課題の解決を図っていく。

イ 研修・講習の場として、従前から行っている職員防災講習等を位置付ける。

ウ 全庁、部(必要により課)が行う訓練による課題、マニュアル類の検証

※ 東京都板橋区組織規則等に基づき部が行う訓練では、訓練の想定等の準備・実施に際して、危機管理室職員(災対班の担当者)の訓練ノウハウを活用し、各部が主体的に訓練を立案・実施できるレベルを目指す。

※ 危機管理室内では、平成24年度より災対班の担当者を指定し、平素から災対各班の防災業務を把握するとともに、災害時の連携強化を図る体制を整備している。

### 第3 初動対応力の充実強化

#### 1 初動マニュアルの整備(平成23年)

##### (1) 職員参集マニュアル

休日及び夜間において、大規模地震等の緊急事態が発生した場合に、発災当初の身の安全確保から、職場に登庁し、被害状況等を報告するまでの一連の行動をまとめるとともに、職員のサービスを明確にする。

##### (2) 職員安否確認・電話継走マニュアル

休日及び夜間において、大規模地震等の緊急事態が発生し、危機管理本部、災害対策本部等により全庁的に対応する必要がある場合、各部において電話継走表を使用し、情報を連絡・共有するとともに、大規模地震に際し職員の安否を確認する。

##### (3) 電話対応マニュアル

危機管理室職員が災害対応に早期に専念できる体制を構築する一環として、他部局の応援職員等が危機管理室職員と同程度の電話対応に即応できるよう作成する。また、危機管理室に異動した職員が電話対応に即応できることも考慮する。

##### (4) 来庁者等の安全確保マニュアル・安全確保訓練マニュアル

大規模災害の発生直後において、来庁者等(来庁者、児童、生徒、園児等)に対する安心・安全を向上させるため、来庁者等に対する声かけ、応急手当、避難誘導等の一連の行動が十分にできる状態をめざす。

##### (5) 初動期の職務代理

地域防災計画(震災編)では、区長の権限が副区長、教育長、常勤監査委員にしか委譲されていない。また、同(風水害編)では権限の委譲の記載がないが、平成22年度中に策定した水害応急室基準では、副区長、教育長、常勤監査委員を経由せずに危機管理室長に権限を委譲している。

一方、「東京都板橋区長の職務を代理する職員(平成19年東京都板橋区告示第198号)」では、区長の権限を役職ではなく総務部長個人に、「東京都板橋区長の職務を代理する上席の職員を定める規則(昭和50年東京都板橋区規則第8号)」では、役職である政策経営部長、区民文化部長に委譲している。

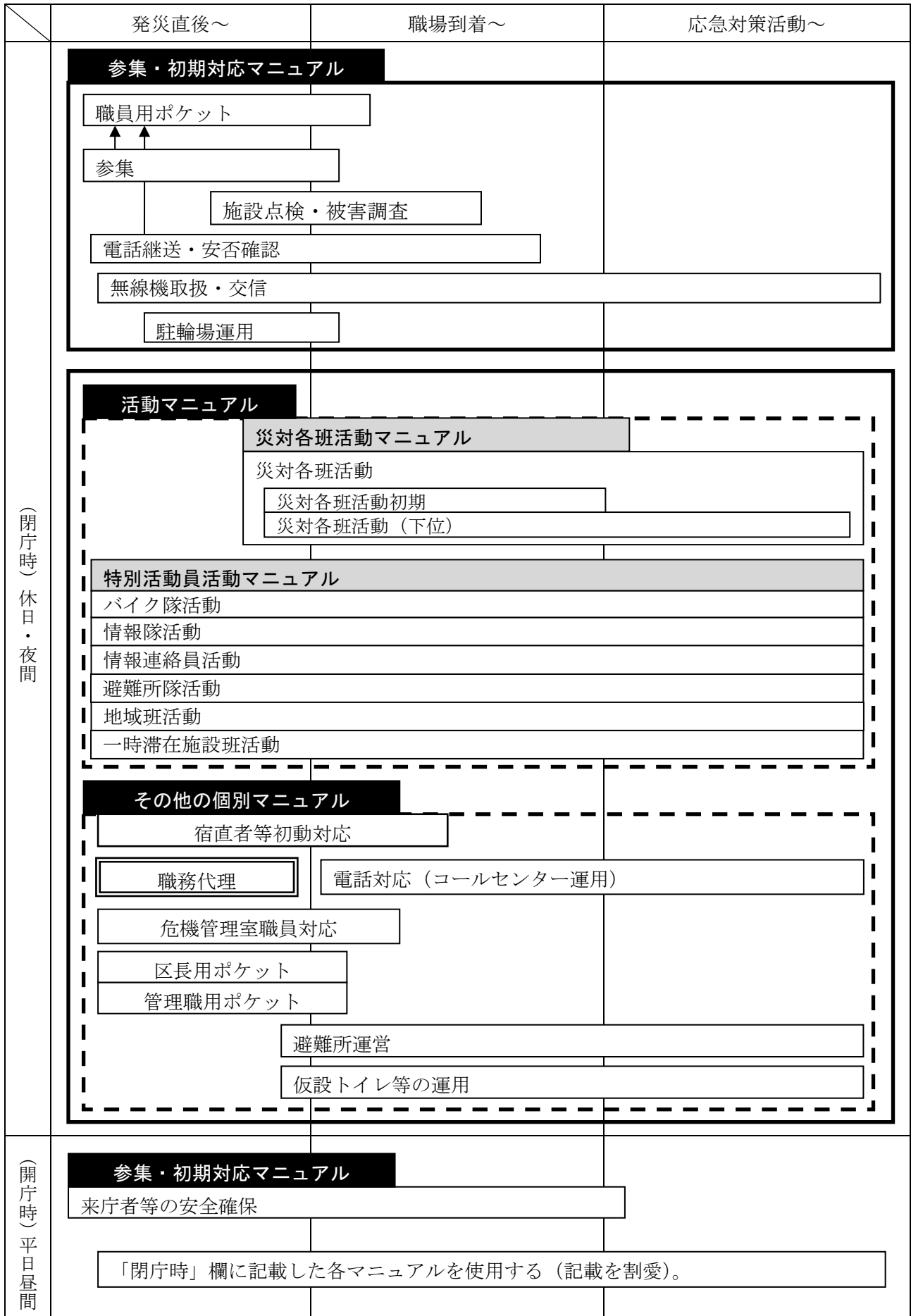
職務代理の考え方を整理し、当面の運用を決定するとともに、今後、地域防災計画、国民保護計画等の改正時に反映させていくものとする。

##### (6) 宿直者等初動対応マニュアル

地域防災計画において、危機管理本部員による宿直者・日直者を指定するとともに、危機管理連絡員を常時配備し、24時間体制の監視警戒態勢を整備しているが、東日本大震災を踏まえて、従前のマニュアルを更新する。

今後は、危機管理本部宿日直勤務時に危機管理連絡員の指導により、マニュアルに基づく訓練を実施し、訓練2巡目からは、宿日直者自身による自己訓練とし、危機管理本部日誌で報告する。

## マニュアルの全体像について





## 2 初動マニュアルの体系的整理・整備(平成24年)

(1) 初動マニュアル(総称)を体系的・時系列的に整理し、各班・職員等の共通事項を記述する「参集・初期対応マニュアル」、各班・職員等の個別事項を記述する「活動マニュアル」及び「その他の個別マニュアル」に大別し、更に個別のマニュアルによる細部構成とした。

(2) 初動マニュアルの整備(平成24年)

### ア 無線機取扱・交信マニュアル

平成23年8月30日の職員防災訓練において、古い無線局番号表が掲示されていたり、無線機の操作方法・交信の手順・方法がわからない、施設関係者自身が使用方法を理解できていなかった等の課題を把握した。板橋区で採用している無線機には、デジタルMCA無線機及びデジタル防災行政無線があり、使用方法、配置先や特長が異なることも踏まえ、災害時に職員が使用に窮しないよう複数の交信例を記載するとともに、無線機取扱・交信マニュアルとしてまとめた。

### イ 職員防災ポケットマニュアル

参集基準等の情報のほか、防災情報に係るQRコードや初動時の来庁者等の安全確保マニュアルの内容等も記載し、名刺サイズのポケットマニュアルとして作成し、名札等に入れて普段から持ち歩けるようにした。

(3) 「マニュアルの全体像について」により整理したマニュアルは、平成24年度末に運用を開始する(予定)。特に活動マニュアルの策定に際しては、各部が主体的に作成に関与した。

## 3 職員防災訓練の実施

### ◆平成23年度

実際に災害が発生した場合の初動態勢を検証するため、午前5時45分に板橋区内で最大震度5弱を観測する地震が発生したことを想定した訓練を実施する。より具体的な災害対策の初動態勢の課題を洗い出すため、平成23年8月30日から9月1日までの間において、区長が指定する任意の日に事前予告を行わず実施する。

今回の訓練は、実際に災害が発生したことを想定して対応に着手する「発災対応型訓練」とし、震災発生時の初動態勢における課題を洗い出す。安否確認・継送訓練、参集訓練、災害情報の集約訓練、災害対策本部運営訓練などを実施する。

(1) 実施日

平成23年8月30日(火)

※8月30日から9月1日までのうち、抜き打ちにより実施。

(2) 職員参集状況

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 全職員     | 3,420名                |
| 休暇・休職者  | 472名                  |
| 参集訓練対象者 | 2,948名(全職員の86.2%)     |
| 参集不能者   | 1,047名(遠距離・保育園送迎等)    |
| 参集遅延者   | 79名(午前8時までに参集できなかった)  |
| 参集者     | 1,822名(参集訓練対象者の61.8%) |

(3) 検証結果

・安否確認・継送連絡訓練については、各職場で作成した連絡網を活用でき、参

集指示の連絡も円滑に伝達できた。災害発生をメールで一斉送信したことにより、迅速に行動が開始された。

・参集訓練については、約2時間で61.8%の職員が参集できることが確認できた。また、災害情報収集は円滑に行われ、各種報告で無線機が有効活用された。

・訓練全般として、本部員等が参集するまでの代行者の指定等により、第1回災害対策本部会議を発災70分後(参集メール送信の55分後)に、第2回会議を発災2時間後(参集メール送信の1時間45分後)に実施できた。会議を実施できる時間(目安)を確認できた。また、災害報告を災対各部で取りまとめたことにより、対応の時間短縮が図られた。さらに、臨時班(消防署派遣、警察署派遣、電話対応)を指定し、災害情報の収集等にあたらせたことにより、災害情報等を円滑に収集できた。

#### (4) 今後の課題

##### 《安否確認・継送連絡》

- ・緊急連絡網については日ごろから最新の状態に更新するとともに、継送連絡訓練は、繰り返し実施し、実効性を確保する必要がある。
- ・災害発生時には電話通信網の混乱も想定されることから、指示参集発令時における職員への情報伝達・安否確認を確実にできるよう、電子メール等の活用も検討する必要がある。

##### 《参集》

- ・第三非常配備態勢時の全職員態勢(区長指示・命令)を可能な範囲で実現していくため、参集率の向上を図っていく必要がある。
- ・参集できない職員が、参集できるまでの間、公務員として実施できる対応を考えるとともに、考え方を整理する必要がある。災害発生時は職員の被災も想定する必要がある。
- ・実際の災害発生時には道路が混雑するため、更なる参集遅延が見込まれる。
- ・今回の参集は「指示参集」だったが、「自動参集」についても検証が必要。
- ・出先の職場や特別活動員の参集場所が施錠されている場合の対応を検討する必要がある。
- ・バイク・自転車による参集者数の目安を確認できたため、今後、駐輪場を確保し、駐輪要領を検討する必要がある。

##### 《その他》

- ・情報の集約に時間を要することから、改善策を検討する必要がある。
- ・災対各部・各班用のマニュアルを整備する必要がある。また、特別活動員用の活動マニュアルも整備する必要がある。
- ・無線機の通信状態が不安定になる地域があった。
- ・初動体制に慣れるため、訓練を繰り返し実施する必要がある。
- ・各部において課題抽出と改善策の検討を行った。

#### ◆平成24年度

平成24年8月31日午後7時、板橋区で震度6強を観測する地震が発生したという想定のもと、職員参集・安否確認メールシステムにより全職員を対象とした情報伝達及び安否確認を実施した。

職員参集・安否確認システムに登録していない職員に対しては、緊急連絡網を活用し、電話による安否確認を実施した。

更に、システム登録者のうち、メール送信から15分を経過しても返信がされないものに対して、電話による安否確認を実施した。

安否確認については午後7時45分まで行い、その後各部で安否確認結果を集計して人事課に集約した。午後8時20分に人事課より集計結果を災害対策本部(危機管理室)に報告して訓練を終了した。

(1) 実施日

平成24年8月31日(金)午後7時から午後8時20分まで

(2) 安否確認状況

安否確認対象職員数 5,735名(教職員を含む)

安否確認 5,177名(90.27%)

安否確認不能 172名(3.00%)

連絡不能 386名(6.73%)

※病気休暇、産休・育休の職員については訓練対象外とした

(3) 訓練の評価

訓練ではシステム登録者、電話連絡者を合わせて訓練対象者の約9割の安否確認が45分以内に完了した。これは、全職員の約9割が職員参集・安否確認システムに登録し、電話連絡を要する職員を1割程度まで圧縮することができたことによる。

今回の訓練で、職員参集・安否確認システムは、発災時の安否確認に有効なツールであるとともに、システム上の大きな不具合も無いことが確認された。

一方、未登録者が1割強あること、システムの未返信を含め未確認者が1割強発生したという課題が把握できた。

(4) 今後の対応・システム未登録者の解消に向け、各課において更なる対応を行う。

・今後、定期的に訓練を実施することにより、未返信・未確認者の解消を図る。

・今回の訓練に関する全庁調査を実施し、各部局の意見・要望を踏まえて運用面・技術面での改善を行う。

#### 4 災害対策各部の班別マニュアルの整備(平成23年)

東日本大震災以降、様々な課題が見え、課題解決に向けて対応しているところであり、平成23年7月26日災害対策本部会議において災害対策本部の活動計画が修正され暫定版として運用された。地域防災計画の実効性を高めていく必要があることから、班別マニュアルの整備を図るとともに、作成中の業務継続計画と整合を図っていく。

(1) 方針

- ・危機管理室が準備した班別マニュアルをたたき台として、災対各班が認識する課題を踏まえて、災対各班が主体的に班別マニュアルを整備する。
- ・作成中の業務継続計画(BCP)との整合を図る。
- ・マニュアルの整備に伴い、必要な修正を業務継続計画(BCP)に加える。

(2) 災害対策各部・各班の構成(14部28班)

災対政策経営部(政策企画班、財政班、広聴広報班、IT班)

災対施設管理担当部(庁舎管理・車両班、営繕班)

災対総務部(総務班、人事班、契約管財班、給水・輸送班)

災対危機管理室(総括班)

災対区民文化部(物資班、地域振興班、区民施設班)

災対産業経済部(給食・産業復興班)

災対健康生きがい部(医療救護班、衛生対策班、要援護者班)

災対福祉部(避難所班)

災対子ども家庭部(児童施設・救護班)



災対資源環境部(環境整備班)  
災対都市整備部(都市整備・住宅班)  
災対土木部(土木班)  
災対教育部(教育庶務班、教育指導班、教育施設班、避難所施設班)  
災対区議会部(議会班)

## 5 避難所及び地域センターにおける初動態勢の強化(平成23年)

災害発生時に避難所や活動拠点となる区立小中学校や地域センターは、初動態勢を迅速に立ち上げる必要があることから、応急対策の開始に先立って施設の鍵は最優先で実施しなければならない。

これらの施設の鍵が遅れることは初動態勢の立ち上げの遅れに直結するため、既に避難所の鍵については近隣協力員にも保管を依頼してきたが、東日本大震災の経験を踏まえて、今まで以上の体制強化が求められている。

また、平成23年8月30日に実施した職員安否確認・参集訓練においても、活動拠点の鍵を持っていない特別活動員が先着し、鍵の到着を待っている状況が確認されたことから、下記により特別活動員が活動拠点となる施設の鍵を保管し、迅速な初動態勢の始動に向けた対策を実施する。

### (1) 保管する鍵

- ① 避難所 校門の鍵及び校舎に立ち入るための鍵
- ② 地域センター 施設内に立ち入り事務室に達するまでの鍵

### (2) 保管対象者

- ① 第一非常配備態勢発令時に参集する特別活動員のうち避難所隊(避難所の鍵)及び地域班(地域センターの鍵)
- ② 地域センター(管内の避難所の鍵)

### (3) 保管方法及び安全対策

- ① 施設の鍵は封印し、災害発生時以外の開封は禁止する
- ② 防災訓練等、参集時には鍵を持参し、保管状況の確認を行う
- ③ 紛失や盗難に備え、鍵及び収納用品には施設名を表示しない
- ④ 機械警備キーは貸与せず、侵入発報した場合は警備会社が現地を確認する

### (4) 実施時期

平成24年3月

## 6 初動対応にかかるその他の施策(平成23年)

- (1) 職員参集メール配信システムの導入
- (2) 衛星携帯電話の配備
- (3) 災害対策各部役割分担の再編成
- (4) 防災無線のデジタル化
- (5) 避難所アンテナの設置
- (6) 防災情報サイトにアクセスするQRコードの表示
- (7) ツイッターの開設

## 第 4 防災訓練の充実

平成23年度板橋区総合防災訓練については、東日本大震災から得られた新たな課題を踏まえた実効性のある住民参加型訓練とするため、訓練内容の充実強化を図る。

今年度の総合防災訓練は、発災直後から復興に至るまでの指針となる板橋区地域防災計画の周知を図るとともに、災害発生時における適切な初動体制と行動力の向上をめざし、地域における自主防災力を高める。なお、東海地震等の「警戒宣言発令に伴う予知対応型訓練」から、関東地方を巻き込む「巨大地震が発生したことを想定した発災対応型訓練」として実施することにより、災害時に実効性のあるものとする。

また、区施設において、児童・生徒及び障がい者や高齢者等、災害発生時に支援を必要とする方々への安全対策を図るための活動体制の強化を図る。

### 1 平成23年度・板橋区総合防災訓練

8月28日に区内17地区で実施する総合防災訓練については、各地区に対して訓練内容の充実及び暑さ対策についての検討を依頼した。

その結果、避難所開設訓練、仮設トイレ設営訓練、防災備蓄倉庫の見学など、新しい取り組みが各会場で見受けられた。

#### (1) 会場

17地区(富士見地区を除く各地域センター単位)

#### (2) 参加人数

合計17,119名(区民16,330名、区・関係機関789名)

### 2 平成23年度・総合防災重点地区訓練

富士見地域センターの所管区域を対象として、11月20日に重点地区訓練を実施。特色としては、「住民防災組織が主体となって重点地区訓練実行委員会を組織し、訓練内容を立案・計画することによって、地域住民の防災意識の向上や訓練の活性化を図る」、「形式にとらわれることなく、実態に即した発災対応型訓練を計画し、地域に密着した訓練を実施することで、富士見地区を災害に強いまちにする」、「災害時協定締結団体の参加・協力を得て、災害時における連携や役割の確認及び課題を見つける」などである。

#### (1) 会場

板橋フレンドセンター(このほか、いたばし総合ボランティアセンター・板橋第八小学校・富士見町児童遊園・都営板橋富士見町団地敷地内)

#### (2) 参加人数

合計1,114名(区民870名、区・関係機関244名)

### 3 平成24年度・総合防災重点地区訓練

下赤塚地域センターの所管区域を対象として、11月18日に重点地区訓練を実施。特色としては、「下赤塚地区の住民防災組織が主体となって重点地区訓練実行委員会を組織し、訓練内容を立案・計画することによって、地域住民の防災意識の向上や訓練の活性化を図る」、「形式に囚われることなく、実態に即した発災対応型訓練を計画し、地域に密着した訓練を実施することで、下赤塚地区を災害につよいまちにする」、

「災害時協定締結団体の参加・協力を得て、災害時における連携や役割の確認及び課題を見つける」、「地域センターに配備されている災害時要援護者名簿(訓練用)を活用し、安否確認を行う」などである。

(1) 会場

下赤塚小学校(このほか、赤塚第一中学校・各住民防災組織指定場所)

(2) 参加人数

合計 1,570 名(区民 1,335 名、区・関係機関235名)

## 第 5 災害時要援護者支援の基盤整備

平成23年3月に発生した東日本大震災において、身元が判明している死者のうち、60歳以上の方は全体の60%以上となっており、高齢者の死者の割合が高い。

大規模災害では、高齢や障がいなどの理由により災害から自らを守るための一連の行動をとることが困難な方(以下「災害時要援護者」という。)が被災することが多く、被災した場合に速やかな自力避難が困難なことが想定される。加えて、板橋区においても高齢化が進み、災害時要援護者の数が増加している状況にある。

これまでの災害時要援護者対策を見直し、実効性のある名簿の整備や平常時からの支援体制の強化、地域における体制の整備など、人命のかかわる応急対策を充実強化する。

### 1 災害時要援護者支援検討委員会での検討

平成21年2月に災害時要援護者対策検討委員会を設置し、平成22年5月には基本方針を定め、区が保有する災害時要援護者情報の危機管理室への一本化や一本化した情報を基に災害時要援護者名簿を作成するとともに、外部提供(消防署)などを実施した。

東日本大震災後、より実効性のある取り組みを行うため、災害対策各部の所掌事務を見直し、「要援護者班」を編成した。平成23年9月以降は「命に係わる安否確認・避難誘導方法」を重点項目として、要援護者班・医療救護班・避難所班が課題の抽出と解決策の検討を行い、検討結果のまとめを行った。

平成24年度は、要援護者に対する災害時の安否確認から避難生活までの支援を体系的に行い、安心して生活できる体制を整備するために検討を進め、災害時要援護者支援計画を策定した。25年度以降、支援計画に基づいた具体的な事業を、所管部署が順次実施していく。

平成25年度は、支援計画の進捗状況の確認や、新たな災害時要援護者名簿の作成、避難準備情報発令に関すること、要援護者の移送体制等の課題について検討、及び各所管部署の連携体制の強化を行う。

#### ◆平成23年度

(1) 要援護者班

現行の災害時要援護者名簿登載者の範囲を再検討することと並行して、新たな名登載者(例えば難病や精神障がい者の方)の必要性などについての検討

(2) 医療救護班

人工呼吸器・在宅酸素・吸引吸入器使用者を当面の対象とし、名簿整備や手引の

作成、支援プランの作成、医療機関・訪問看護事業所などとの連携、災害時における在宅避難者支援や避難所での支援、医療機関との連絡体制などについての検討

### (3) 避難所班

避難所での受け入れ体制や支援者の確保、要援護者班・医療救護班との連携、平常時からの学校防災連絡会との連携などについての検討

## ◆平成24年度

### (1) 要援護者班

福祉避難所となる各施設に対して、実際の受入れ可能人数を把握するためのヒアリングを実施、各施設からあがった課題の抽出を行い、各施設のBCP策定を推進させ、福祉避難所作成マニュアル作成についての協議を行った。

また、災害時要援護者名簿の対象範囲について検討を行った結果、難病や精神障害者は情報把握等の課題が残るため除外することとした。

### (2) 医療救護班

人工呼吸器使用者については、訪問看護ステーション等と連携し、対象者の把握に努める。また、東京都福祉保健局がスキームを定めた個別支援計画を策定するため、東京都・板橋区医師会・訪問看護ステーション・医療機器メーカー・ケアマネージャー等と勉強会を実施し、個別支援計画の作成を行う。

### (3) 避難所班

避難所マニュアルの作成をすすめ、避難所における要援護者に対する各班及び福祉避難所との連携を行う。

## 2 災害時要援護者名簿の整備(区が保有する情報に基づくもの)(平成23年)

災害時における要援護者対策を推進するためには、要援護者情報の把握および名簿化と実効性の高い支援体制の整備が必要である。

要援護者本人やその家族などの同意を得ながら、「板橋区要援護者名簿」を作成しているが、支援機関(個人情報提供先)の中でも最も身近な支援者となる住民防災組織や民生委員を選択しない方がいること、登録者数が伸びないことなどの課題がある。

また、板橋区町会連合会からも、地域の見守り活動を効果的に行うための高齢者や障がい者などの個人情報の提供について要望が出ている。

災害時に援護を必要とする区民に対して迅速に支援を実施するためには、最も身近な支援者となる住民防災組織などへの平常時から要援護者情報の提供が必要である。

区が保有する個人情報を本人の同意を得ないで提供するためには、提供先となる住民防災組織などにおいて、要援護者に対する安否確認や避難支援などが確実に実施できる態勢が平常時から確立されていること、個人情報保護措置の仕組み、当該事業を実施するための条例の整備が必要となる。

そこで、住民防災組織などへの平常時からの本人同意を得ない個人情報の提供の実現をめざした第一段階として、災害時での活用に限定されるが、各地域センターに要援護者名簿を配備し、住民防災組織や地域住民に対して名簿の存在を周知するとともに、町会・自治会単位などに絞り込んだ要援護者の数値情報を提供し、地域における具体的な支援態勢を確立するための検討を住民防災組織などに依頼する。



住民防災組織などにおいて具体的な支援態勢が確立された時点で、第二段階として個人情報保護措置などの事業の仕組みと条例の整備を行い、平常時からの要援護者名簿の住民防災組織などへの提供を実施する。

(1) 消防署提供用名簿の活用

平成23年3月から、火災や緊急事態の際の人命救助に活用するため、区が保有する情報に基づいて作成した要援護者名簿を消防署に提供しており、要介護3以上、身体障がい等級の1級～3級、知的障がい等級の1度～3度の方が対象となっている。(対象者は約1万5千人)

現在、同じ名簿を災害対策用として防災危機課(災害対策本部)で保管しているが、現在検討を行っている新たな災害時要援護者名簿が作成されるまでの間、暫定的に24年4月から18地域センターに分割保管する。大規模災害時には、支援者となる住民防災組織などに情報提供し、安否確認や避難支援などを実施する。

(2) 新たな災害時要援護者名簿の作成

災害時要援護者支援検討委員会において、要援護者班と医療救護班の検討結果を踏まえ、区が保有する要援護者情報から災害時において特に支援が必要な援護者の範囲を定め、これに基づく新たな名簿を整備する。

- ① 平成23年度中に新たな災害時要援護者名簿の登載者の範囲を定める。
- ② 平成24年度の第1回個人情報保護審議会に諮問し、承認後は各地域センターで名簿を保管し、災害時には名簿を活用して支援活動を実施する。

### 3 二次(福祉)避難所の整備

区内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設、福祉園との災害時協定に基づき、災害時に当該施設に避難する要援護者を受け入れるために必要な資材等の整備を進めており、平成22年度までに4施設が整備済みである。

今年度は特別養護老人ホーム3か所(東京武蔵野ホーム・若木ライフ・区立みどりの苑)、区立福祉園4か所(小茂根・高島平・徳丸・三園)の7施設に担架ベッド 10 台、毛布20枚を配備した。また、平成24年度・25年度とも7施設ずつ整備し、二次避難所25施設すべての整備が完了する予定である。

平成24年度は物資整備と並行して、マニュアルを整備するとともに人的配置などの運用方法を定める。また、施設や関係機関との協議と連携強化を図る。

平成25年度の整備で全ての福祉避難所の整備が完了する予定であったが、新たな施設も出来たことから、未整備施設10施設の内7施設を整備する。今後も新たな施設が出来た場合は、順次整備を進めていく。

なお、「二次避難所」は、板橋区地域防災計画の修正により「福祉避難所」として語句を統一する。

### 4 福祉サービス提供事業者の事業継続計画(BCP)策定の促進

被災した要援護者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、福祉サービスに関する情報を提供しながら、福祉サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等の場を活用して、サービス提供事業者における事業継続計画(BCP)の策定を促進する。



- ① 平成23年度中に区立福祉園すべてでBCPを整備する。
- ② 平成24年度以降、区内の福祉事業者がBCPを策定するよう支援する。

## 5 家具転倒防止器具取付費用助成事業

高齢者や障がい者世帯の生命、身体を地震災害から守るため、寝室・居室などの家具に転倒防止器具(L字型器具など)を取り付け、費用を助成する制度の拡充を図った。

- ① 取付場所について、従来「主たる寝室」であったものを「主たる居室」に変更
- ② 平成23年度の助成予算件数を30件から300件に増加し、平成23年12月末現在の申請件数は120件。平成24年度も300件の助成予算を計上
- ③ 民生委員や消防署による戸別訪問、防災ガイドブックへの記載などによる周知

## 第6 帰宅困難者支援の基盤整備(平成23年)

3月11日の東日本大震災では、安全確認のため都内を含む広範囲で鉄道が運休したほか、幹線道路では大渋滞が発生し、路線バスの運行や代替輸送も困難になり、大量の帰宅困難者が発生した。

帰宅困難者対策は広域的な対応が必要となることから、都が平成23年11月25日に発表した「東京都防災対応指針」における災害時帰宅困難者対策再構築方針との整合性を図りながら、板橋区の地域特性を踏まえた「板橋区災害時帰宅困難者対策指針」を定め、区外から板橋区を通過する徒歩帰宅者に対する適切な支援を行うとともに、板橋区から区外に向けて発生する徒歩帰宅者を抑制する対策を実施することなどにより、社会全体で取り組む帰宅困難者対策を構築していく。

### 1 板橋区における帰宅困難者発生状況

3月11日の区における帰宅困難者発生状況は、主に、都心部から主要幹線道路である「中山道」「川越街道」に沿って移動する方、鉄道の線路に沿って移動する方が大量に流入したほか、鉄道の運行停止に伴って駅舎等から退去を求められた方が徒歩による移動を開始した。また、鉄道の運行再開を待つ方が区内に滞留するという状況も生じた。

板橋区の地域防災計画では帰宅困難者に対する支援施設として区役所、大原・成増の両社会教育会館、板橋東清掃事務所の4か所を指定していたが、当該施設に関する区民や関係機関に対する事前の周知が不十分であったこともあり、当日は駅等で帰宅困難者に対して支援施設以外の公共施設が案内される等の事態が発生し、多数の人々がトイレ・飲料水や一時的な休憩場所を求めて、区役所本庁舎のほか支援施設以外の学校や地域センターなどの公共施設にも訪れた。

一方、区内の高校、大学、専門学校や民間事業所において、鉄道の運休によりそれぞれの施設内で毛布などの物資の備えがないままに待機を余儀なくされ、近隣の公共施設に避難を求める等の事態が発生した。

また、区立小学校や保育園において、保護者が帰宅困難により幼児・児童の定時の引き取りができず、保護者の到着まで施設内で待機させる事態も発生した。

いずれも、事前の明確な事態想定や体制が十分取られておらず、今後の対策を行ううえで解決すべき課題となった。

## 2 災害時帰宅困難者対策の基本的考え方

### (1) 区外から板橋区に流入した徒歩帰宅者への対策

- ・ 一時的な休憩及び交通機関が復旧するまでの待機などを行う場所を提供する、「一時待機施設※1」を現在の4か所から12か所に拡充する。
- ・ 都との協定により災害時に水道水・トイレ・情報等を徒歩帰宅者に提供するコンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン及びガソリンスタンドなどの協力店舗「災害時帰宅支援ステーション」(都内8,645か所)について都や当該店舗と連携として、災害時徒歩帰宅者に対して位置情報等の周知を図る。

※1 従前「帰宅支援ステーション」と表記してきた区の帰宅困難者支援施設については東京都防災対応指針と整合性を持たせるため、都の指針と同一の用語である「一時待機施設」と表記する

### (2) 板橋区から発生する徒歩帰宅者抑制対策

- ・ 区内の学校関係者、産業・商業団体、大規模小売事業者・娯楽施設事業者等と新たに帰宅困難者対策を協議する検討会を設けて、災害時に徒歩帰宅者の発生を抑制するための対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資の備蓄、組織内での徒歩帰宅抑制の周知・普及等の具体的対策と区の支援策について検討し、災害時に各実施主体において原則対応の徹底を図る。
- ・ 中小零細事業所や集客施設等において長時間の待機が困難な場合には、区や都が設置する一時待機施設で受け入れる。
- ・ 区立小中学校、保育園、通所福祉施設において、施設内での長時間に亘る待機に備えた対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資を備蓄する。

### (3) 駅との連携

新たに東武東上線・都営三田線・JRの駅関係者と帰宅困難者対策を協議する検討会を設けて、災害時における情報の共有化と連絡体制の確立、帰宅困難者の駅舎での待機の実施と体制の整備などの具体的対策について検討する。

## 3 一時待機施設に関する基本的考え方

### (1) 一時待機施設となる施設の選定

区が設置する一時待機施設については、鉄道駅や幹線道路からのアクセスが良いことを条件とし、徒歩による移動時間を考慮して一時待機施設の間隔は、概ね3km以内とすることを基本として選定する。

上記条件のうち、鉄道については「都営三田線」「東武東上線」の主要駅からのアクセスを、幹線道路については「中山道」「川越街道」「高島通り」「環状七号線」からのアクセスを考慮して施設を選定する。

- ・ 区が開設する避難所との連携を考慮する。
- ・ 鉄道駅もしくは幹線道路から無理なく誘導できるか考慮する。
- ・ 食料、飲料水、防寒用品の備蓄場所が確保できるか考慮する。
- ・ 一時的な休憩ができるスペースを確保できるか考慮する。
- ・ 既存設備を活用して災害・交通・気象情報を提供できるか考慮する。

## (2) 指定避難所との分離設置

現行の指定避難所は原則として周辺住民の避難を想定しており、更に帰宅困難者を受け入れると避難所居住スペースの狭隘化をまねき、緊迫した環境の中での避難所運営において様々な問題が生じることが予測されるとともに、都の指針における一時待機施設の考え方も踏まえ、帰宅困難者の一時待機施設は指定避難所以外の公共施設に単独設置する。

## (3) 区役所本庁舎の取り扱い

区役所本庁舎については、交通結節点に所在していることや、その認知度において一時待機施設として指定することは大変有効である。その反面、区役所本庁舎は、災害発生時に多数の関係機関との連絡調整や関係者の立ち入りが想定されるとともに、応急対策や復旧・復興のための拠点施設になる。区役所本庁舎に隣接して一時待機施設として活用できる公共施設も集中して存在することから、区役所本庁舎については災害対策本部の機能に特化する。

本庁舎に訪れた帰宅困難者に対しては求めに応じてトイレや水道水などを提供し、休憩・待機が必要な場合には区役所周辺に開設する一時待機施設へ誘導する。

## (4) 一時待機施設の整備

「都営三田線」「東武東上線」「中山道」「川越街道」「高島通り」「環状七号線」沿線にある区施設から、都が実施する災害時帰宅支援ステーション及び一時待機施設の連携を踏まえ、(1)の基準に基づいて、以下の12施設を整備する。今後、各施設と具体的な調整を進め、年度内に整備を完了させる。

- ・ 板橋地域センター（都営三田線・中山道）
- ・ 仲宿地域センター（都営三田線・中山道）
- ・ 大原社会教育会館（都営三田線・中山道）
- ・ 板橋東清掃事務所（中山道）
- ・ 熊野地域センター（東武東上線・川越街道）
- ・ 仲町地域センター（東武東上線・川越街道）
- ・ 常盤台区民事務所（東武東上線・川越街道）
- ・ 板橋西清掃事務所（東武東上線・川越街道）
- ・ 成増社会教育会館（東武東上線・川越街道）
- ・ 志村福祉事務所（都営三田線・高島通り）
- ・ 高島平地域センター（都営三田線・高島通り）
- ・ 桜川地域センター（環状七号線）

## (5) 一時待機施設での支援内容

- ・ 一時休憩場所として着席スペースの提供
- ・ トイレ・水・毛布・非常食の提供
- ・ 災害・交通・気象状況等テレビ情報の提供
- ・ 板橋区の災害情報・地理情報等の提供
- ・ 携帯電話充電器、救急箱の提供

#### 4 スケジュール

平成23年度 一時待機施設の整備

※人員配置体制の整備・物資の備蓄

※運営マニュアルの作成

区内事業者等との帰宅困難者対策検討会(仮称)設置に向けた関係者との事前調整

一時待機施設の整備完了

#### 5 帰宅困難者連絡調整会議の設置(平成24年)

鉄道事業者、産業団体、私立学校との連絡調整会議をそれぞれ設置した。

##### (1) 協議内容

- ・板橋区災害時帰宅困難者対策指針の説明
- ・東京帰宅困難者対策条例の説明
- ・板橋区一時滞在施設(旧名称:一時待機施設)の情報提供
- ・各事業者における対策状況の確認
- ・東日本大震災時の対応状況等のアンケート実施

##### (2) 確認事項

- ・災害発生時には各事業者の責務において帰宅困難者対策を実施すること
- ・区と各事業者間での情報連絡を密に行うこと

##### ◆鉄道事業者(東京都交通局、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株))

第1回 平成24年6月8日(金)午前9時～ 於:区役所3階防災センター

第2回 平成24年10月17日(水)午後2時～ 於:区役所3階防災センター

##### ◆産業団体(社)板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、(社)板橋法人会)

第1回 平成24年7月5日(木)午後3時30分～ 於:区役所3階防災センター

##### ◆私立学校(学校法人大乗淑徳学園、学校法人城北学園、学校法人帝京学園、学校法人渡辺学園、日本大学豊山女子中学校・高等学校、学校法人芝浦工業大学中学校・高等学校、学校法人大東文化学園、東洋大学、日本大学医学部 9校)

第1回 平成24年10月24日(水)午後2時～ 於:区役所9階大会議室

### 第 7 災害応急対策用物資備蓄体制最適化計画(平成24年)

大規模な首都直下地震が発生した場合、区は、様々な応急対策を実施し、区民の生命と安全を守る責務を担っている。中でも、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等の災害応急対策用物資(以下「備蓄物資」という)の確保は、重要な検討項目の一つである。いち早く避難者支援体制を立上げ、被災した区民の生命と生活を維持していくため、区内で想定される避難者の特徴をとらえた上で、被災後の時間経過によって変化する避難者の特性、物資へのニーズを勘案した備蓄計画を策定した。

本計画では、まず、従来から取り組んできた区の備蓄体制を総点検し、栄養学、物流学、防災学の観点から災害時要援護者や女性等にも配慮した備蓄のあり方を検討した。



また、備蓄物資の企画、購買から廃棄までの過程を総合的に管理し、トータルコストの最適化を図る「防災備蓄ライフサイクルマネジメント」(以下「防災備蓄LCM」という)の考え方を導入し、より効率的な備蓄体制での運用を実施することとした。

## 1 基本方針

- (1) 避難生活を送る区民等への迅速な支援に重点を置いて検討・整備を行う。
- (2) 費用対効果等を意識し、防災備蓄LCMの考え方に基づいて、企画・整備、保管、調達・配送、活用・再利用/廃棄の段階ごとに備蓄の最適化を図る。
- (3) 発災後3日間、他自治体等からの支援を受けられないことを本計画の前提にする。

## 2 企画・整備

- (1) 発災後3日間に必要とされる物資を中心とし、4日目以降に必要とされるものは発災後の調達を基本とする。但し、4日目以降に必要とされるものであっても、調達が困難になると予想されるものは備蓄の対象とする。また、それぞれの備蓄物資は活用できる期間を1年以上有するものとし、共通性・共用性のあるものとする。
- (2) 発災後に必要とされる物資については、以下の視点から選定する。
  - i) 生命の維持のために必須のもの
  - ii) 避難者の健康を損なわないために必須のもの
  - iii) 被災者の救助活動のために必要なもの
  - iv) 避難所運営等に必要なもの

## 3 保管

- (1) 発災後直ちに避難者の生命・健康の保持や救出活動等及び避難所の運営に必要な物資は、避難所に併設されている備蓄倉庫に保管する。
- (2) 発災2日目以降に配布しても直ちに避難者の生命・健康に大きな影響を及ぼさない物資、避難所外での救援・救助活動に必要な物資は、他の備蓄倉庫に保管する。
- (3) それぞれの物資は、活用する順序を考慮し、発災後直ちに使用する物資は出入り口の近くへ、時間的余裕のある物資は出入り口から遠くに配置するとともに、資器材の活用状況を考慮し、関連物資は隣接して保管するようレイアウトを行う。

## 4 調達・配送

- (1) 発災後3日間は、道路啓開が進まず、都や協定自治体等からの支援物資が届かない想定とし、備蓄物資で対応するものとする。このため、物資に余裕のある避難所から足りない避難所までの輸送は、機動力の高い軽トラックを保有する赤帽首都圏自動車輸送協同組合城北支部等を活用する。
- (2) 発災から4日経過した後は、道路啓開もある程度進むことが見込まれることから、支援物資等の輸送については(社)東京都トラック協会板橋支部、赤帽首都圏自動車輸送協同組合城北支部等を活用する。

## 5 活用・再利用/廃棄

消費期限・使用期限等がある備蓄物資については、保管期限(※)の終了後、別途



活用・再利用を図ることを原則とする。ただし、譲渡や再利用について法令上の制限がある医薬品については使用できる期間を経過したのち、適正に廃棄する。

※再利用を考慮した保管の期限。消費期限、賞味期限の概ね 1 年前までを保管期限として、区内のイベントや施設等での利用、区民への廉価販売等を行う。

#### 活用・再利用の一例

| 備蓄物資の名称                             | 活用・再利用の手法  |
|-------------------------------------|--|
| 調製粉乳、哺乳瓶                            | ・区内保育園において消費する(一部実施済み)。  |
| アレルギー対応調製粉乳                         | ・区内保育園において消費する。  |
| 飲料水                                 | ・年 14,000 本を、いたばし City マラソンに転用する。<br>・残余は、保管されている小中学校の学校給食等において使用する。                         |
| 衛生用品(おむつ、生理用品、尿漏れパッド、ウェットティッシュ、マスク) | ・消費期限、使用期限等は定められていないが、配布時の区民感情を考慮して5年保存とし、市価の半額～4分の1を価格の目途として、希望する区民に販売もしくは区内の福祉施設等において消費する。 |
| 使い捨てカイロ                             | ・市価の半額～4分の1を価格の目途として、希望する区民に販売もしくは区内の福祉施設等において消費する。  |
| アルコール消毒剤                            | ・使用期限切れのアルコール消毒剤を有価物として引き取る事業者から購入するものとし、当該事業者において再利用する。                                     |

## 第 8 災害時相互援助協定締結自治体間の連携強化(平成24年)

現在、板橋区を含む13自治体により「災害時における相互援助に関する協定」を締結している。この協定は、平成7年に栗山村(現・日光市)と締結した協定をもとに各自治体の加入を経て、平成20年8月から13自治体による災害時の相互援助協定となり現在に至っている。

この間、東日本大震災の救援物資による支援をはじめ、平成17年の新潟県豪雪災害時には、職員派遣等の人的支援も実施し、協定の趣旨に沿った成果があった。

しかし、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の経験を踏まえ、改めて本協定の実効性を高める視点での見直しが必要となっていた。

そこで、区は、23年度、協定の実効性を高めるとともに協定締結自治体間の連携強化を図るための提案を行ない、協定締結自治体担当者による検討を経て、平成24年11月19日に13自治体の首長による連絡調整会議で審議した結果、次のとおり連携強化を図ることで合意したところである。

### 1 連携強化策

- (1) 迅速な支援体制の構築(支援対策本部設置自治体及び副本部設置自治体の決定、地域別ブロック化)
- (2) 担当者会議の設置(協定の維持や充実を図るための調査・検討機関)
- (3) 連絡体制の整備
  - ① 支援対策本部が情報の一元管理を行う
  - ② 各ブロックで情報共有と連絡調整を行う

### ③ ブロック表

| 支援対策本部設置自治体 | Aブロック                                 | Bブロック                                 | Cブロック                                     |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 東京都板橋区      | ◎栃木県日光市<br>群馬県渋川市<br>群馬県高崎市<br>群馬県沼田市 | ◎福島県白河市<br>新潟県田上町<br>新潟県妙高市<br>山形県最上町 | ◎山梨県都留市<br>千葉県鴨川市<br>茨城県かすみがうら市<br>茨城県桜川市 |

#### ◎ブロック長

(4) 支援対策の強化(各自治体の備蓄状況を共有化、支援物資選定、職員派遣体制の強化)

## 2 支援対策本部設置自治体の設置及び役割

支援対策本部は、平常時の連絡調整のほか、災害発生時に被災自治体に対して行う支援活動に関する協力要請や支援計画立案など、協定に関する活動全般の総合調整・指令の役割を担うこととなった。

また、このたびの連絡調整会議において、板橋区が支援対策本部の設置自治体と同時に担当者会議事務局を担うこととなった。

なお、支援対策本部設置自治体が被災した場合に、本部の役割を担う副本部設置自治体には各ブロック長の自治体とすることが決定した。

## 第 9 情報伝達体制の再構築(平成24年)

老朽化した現状のアナログ同報系無線を、デジタル同報系無線として更新することで、難聴地域や電波不感地域等の課題を解消し、災害時における区民への情報提供体制を強化する。

電波伝搬調査及び音声伝達調査等の実施設計結果を踏まえて、平成24年度は、屋外放送設備(放送塔)についてデジタル化する。

また、本庁舎(本局)と赤塚支所(副局)の2か所に無線操作卓を設置し、双方から無線放送を可能とすることで対災害性を向上させるとともに、同報無線の放送内容を電話で確認することができる自動音声応答システムを導入する。

平成25年度以降は、財政状況も勘案しながら既存105か所の屋外放送設備を計画的に増設し、難聴地域を解消する。

## 第 10 防災対策支援システムの再構築(平成24年)

老朽化した防災情報システムを、防災対策支援システムとして再構築し、災害時における災害対策本部の応急対策対応力を強化する。

平成24年度は、防災対策支援システムの方向性及び統合型GISとの連携について検討を進め、それを基に仕様書を作成し、プロポーザル方式により構築業者の選定を行う。

平成25年度以降は、構築業者によりシステム設計および導入機能の精査を行い、防災センター南館移転に合わせて、新システムを稼働させる。